

【利用調整について】

- お子様を受け入れできる体制は施設によって異なりますので、お子様の状態や配慮が必要な内容によっては受け入れが難しく、希望された施設に入所できない場合があります。
- チャレンジド保育での入所となり、その後転園を希望される場合には注意が必要です。保育上の配慮が必要と障害児支援会議で決定をされている場合には、転園先の施設で受け入れが整っていることが転園の条件となります。
- お子様の状況や症状の変化に伴い、チャレンジド保育の申請を取り下げる場合には書類の提出が必要となります。

【預かり時間】

- 保育時間は、入所決定後にお子様の状態に合わせ、ご相談の上決定します。お子様の障害や配慮の内容により、保育時間が短縮となる場合があります。

【報告】

- 入園後、医師の診断により新たな病気の発覚や配慮が必要な事柄が生じた際には、速やかに、保育施設へご連絡をお願いします（状況により、再度「保育の実施に係る診断書」や「主治医の指示書」を記入していただく場合があります）。
- お子様のサービス等利用計画が作成されている場合には、保育施設にご提出をお願いいたします。

【その他】

- チャレンジド保育の申請に必要な書類の写し等を保育サポート課から市の関係各課に依頼させていただきます。
- 必要に応じて、保育施設入園に関して必要な書類を求めるとや、主治医に保育センターまたは保育施設が電話等で疾病の症状等について確認する場合があります。
- 病気の進行等により、お子様の心身の状況に著しい変化があり、集団保育が困難となった場合にはチャレンジド保育の利用が解除となる場合もございます。
- 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入園後であっても入園が取り消しとなることがあります。お子様の疾病・障害・発達等の状況、配慮が必要な事柄など、細かいことであっても、安全な保育のため、全てご報告ください。

上記、保育園施設入園に関する確認事項をすべて承諾します。

令和 年 月 日 保護者署名 _____